

コムシスホールティングス株式会社

証券コード:1721

第19回定時株主総会

招集ご通知



2022年6月29日 (水曜日)

午前10時 (受付開始:午前9時)

開催場所

東京都品川区東五反田二丁目17番1号

オーバルコート大崎マークウエスト 日本コムシス株式会社 2階会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、**インターネット**または郵送(書面)**により 事前の議決権行使をいただき**、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日の<u>ご来場をお控</u> **えいただくようお願い申しあげます**。

目 次

当社ウェブサイトに掲載する事項



このマークの事項につきまして、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

従いまして、会計監査人及び監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、下記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

| ■招集ご通知 | | |
|----------|--|------|
| 第19回定時 | 株主総会招集ご通知 ―――― | - 1 |
| | お願い | |
| 議決権行使 | のご案内 | - 4 |
| ■株主総会参考 | 書類 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 ―――― | - 6 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 ―――― | - 7 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)8名選任の件 ———— | - 9 |
| 第4号議案 | ストックオプションとして新株予約権を 発行する件 ————— | - 16 |
| 第19回定時株主 | 総会招集ご通知添付書類 | |
| 事業報告 | | |
| 企業集団の | 現況に関する事項 ――――― | - 21 |
| 1)事業の | 経過及び成果 | - 21 |
| 2)資金調 | 達の状況 | - 25 |
| 3) 設備投 | 資等の状況 | - 25 |
| 4) 財産及 | び損益の状況の推移 | - 25 |
| 5) 対処す | べき課題 | - 26 |
| 6)主要な | 拠点等 ———————————————————————————————————— | - 27 |
| 7) 従業員 | の状況 | - 28 |
| 8)重要な | 親会社及び子会社の状況 ――――― | - 28 |
| 9)主要な | 事業内容 | - 30 |
| 10)主要标 | な借入先 | - 30 |
| 会社の株式 | に関する事項 | - 31 |

| 会社の新株予約権等に関する事項 | |
|--|------|
| 会社役員に関する事項ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー | - 32 |
| 業務の適正を確保するための体制の整備に 関する事項 | |
| 内部統制システムの運用状況の概要 | |
| 会計監査人に関する事項 ―――――― | 39 |
| 連結計算書類 | |
| 連結貸借対照表 ———————————————————————————————————— | 40 |
| 連結損益計算書 ———————————————————————————————————— | 41 |
| 連結株主資本等変動計算書 | |
| 連結注記表 | |
| 計算書類 | |
| 貸借対照表 ———————————————————————————————————— | 42 |
| 損益計算書 ———————————————————————————————————— | 43 |
| 株主資本等変動計算書 | |
| 個別注記表 | |
| 監査報告 | |
| 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 ―――― | 44 |
| 会計監査人の監査報告 | 47 |
| 監査等委員会の監査報告 | - 50 |
| | |



当社ウェブサイト https://www.comsys-hd.co.jp/

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目17番1号 コムシスホールディングス株式会社 代表取締役社長 加賀谷 卓

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは郵送(書面)により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する 議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、画面の案内に 従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

[郵送(書面)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

- 1. 目 時 2022年6月29日 (水曜日) 午前10時

3. 株主総会の目的事項

報告事項 1.第19期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第19期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (2) インターネットと郵送(書面)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以上

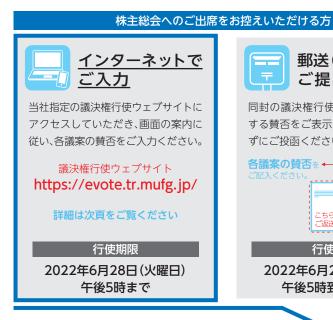
株主様へのお願い

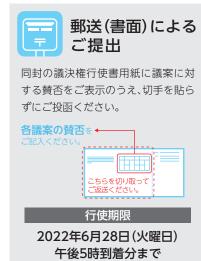
- ◎議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただけますようお願い申しあげます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ・会場の座席は間隔を空けた配置としておりますため、十分な座席が確保できない可能性がございます。このため、満席となりました場合は、入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
 - ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
 - ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、 マスクの着用をお願い申しあげます。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていた だきます。
 - ・本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます。)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
 - ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合が ございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいますよ う、あわせてお願い申しあげます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が 生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
 - 当社ウェブサイト https://www.comsys-hd.co.jp/

議決権行使のご案内

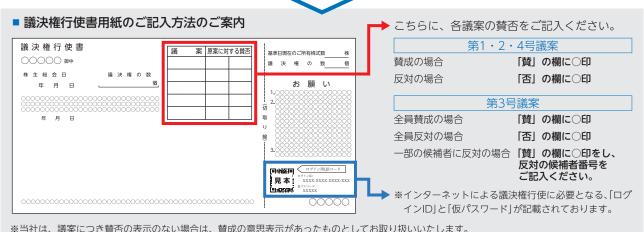
株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決 権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。









インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

- 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。 https://evote.tr.mufg.jp/
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録してください。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

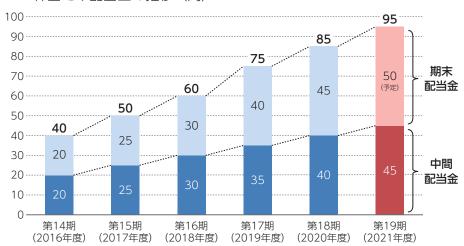
当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、剰余金の配当につきましては、安定的・継続的な配当を中心としつつ、業績連動にも配意していくことを基本方針としております。当事業年度の期末配当につきましては、このような基本方針に基づき、業績の状況や配当性向などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
 - 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金50円
 - 配当総額 6,121,220,750円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日

(ご参考)

1株当たり配当金の推移(円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変 | 更 | 案 |
|--|---|-------|---|
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算 書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。 | | (削 除) | |

| 現 | 行 | 定 | 款 | | 変 | 更 | 案 |
|---|---|----|---|----------------------------|--|---|---|
| | 新 | 設) | | <u>第16条</u> | 参考書類等 供措置をと 本会社は、 務省令で気 て、議決権 | の内容であるか さるものとする。 電子提供措置で をあるものの全 の基準日までして交付する書 | 集に際し、株主総会 情報について電子提 をとる事項のうち法 部又は一部につい こ書面交付請求した 面に記載しないこと |
| | 新 | 設) | | _(附則) _(株主紙 <u>1</u> | 現行定款第 ンターネッ 定款第16g | ノト開示とみなり 条(電子提供措 | 5経過措置) 会会参考書類等のイ し提供)の削除及び 措置等)の新設は、 を生ずるものとす |
| | | | | <u>2</u> <u>3</u> | 前項の規定 ら6か月以 総会につい 会参考書類 提供) は、 本附則は、 した日又は | 内の日を株主総 いては、現行定 等のインター なお効力を有 2022年9月1 は前項の株主総 | 2022年9月1日か 総会の日とする株主 款第16条(株主総 ネット開示とみなし する。 日から6か月を経過 会の日から3か月を い日後にこれを削除 |

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番 号 | f | £ | 손 | 7 | | 現 在 の 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 他 の 会 社 に お け る 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 取締役会 出席回数 |
|--------|---------|-----------------|---------------|-------|----|--|----------------|
| 1 | 加賀 | | | たかし 卓 | 再任 | 代表取締役社長 日本コムシス株式会社 代表取締役社長 | 100/100 (100%) |
| 2 | 佐 | 藤 | tth 謙 | いち | 再任 | 取締役 サンワコムシスエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 | 100/100 (100%) |
| 3 | 大 | ^{むら} 村 | 性 | ひさ | 再任 | 取締役 北海道ブロック担当 株式会社つうけん 代表取締役社長 | 100/100 (100%) |
| 4 | たま 士 | 村 | 知 | 史 | 再任 | 取締役 NDS株式会社 代表取締役社長 中京テレビ放送株式会社 社外監査役 株式会社エフエム愛知 社外取締役 | 100/100 (100%) |
| 5 | ぉ尾 | ざき | 秀 | びご彦 | 再任 | 取締役 財務部長兼事業拡大推進室長 IR、内部統制監査、総務担当 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 | 100/100 (100%) |
| 6 | 野 | 池 | 秀 | 幹 | 再任 | 取締役 キャリア事業推進、株式会社TOSYS、株式会社SYSKEN、 北陸電話工事株式会社担当 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 NTT事業本部長 | 100/100 (100%) |
| 7 | 打 | · 出 | くに 邦 | びご彦 | 再任 | 取締役 民需事業推進、コムシス情報システム株式会社担当 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 ITビジネス事業本部長 | 100/100 (100%) |
| 8 | 北北 | ぐち | ^{たか} | 地也 | 再任 | 取締役 DX推進部長経営企画担当 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 DX推進本部長 | 80 / 80 (100%) |

加賀谷

1957年3月12日生

Enl E

所有する当社の株式数

35.600株

取締役在任年数

7年

取締役会出席回数 10回/10回(100%)



再 任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2008年 6月 東日本電信電話株式会社取締役千葉支店長

2012年 6月 同社常務取締役東京支店長

2014年 7月 同社常務取締役東京事業部長

2015年 6月 日本コムシス株式会社取締役副社長

2015年 6月 当社取締役

2016年 6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長 (現任)

2016年 6月 当社代表取締役

2017年 6月 当社代表取締役社長(現任)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

佐藤謙一

1957年7月21日生

所有する当社の株式数 21,800株

取締役在任年数 7年

取締役会出席回数 10回/10回(100%)



再 任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2007年 6月 東日本電信電話株式会社埼玉支店長

2010年 6月 同社取締役埼玉支店長

2011年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー代表取締役 副社長さい L ロークレジシュ 7 東米大切馬

副社長ネットワークビジネス事業本部長

2013年 6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員 NTT事業本部長 2015年 6月 当社取締役 (現任)

2018年 6月 日本コムシス株式会社取締役専務執行役員

2020年12月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社

代表取締役副社長

2021年 4月 同社代表取締役社長(現任)

▶ 重要な兼職の状況

サンワコムシスエンジニアリング株式会社 代表取締役社長

_____ ▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

大村 佳久

1956年4月2日生

所有する当社の株式数

14,500株

取締役在任年数

6年

取締役会出席回数 10回/10回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2009年 6月 東日本電信電話株式会社取締役コンシューマ事業推進本部オフィス営業推進部長

2012年 6月 同社常務取締役

ビジネス&オフィス事業推進本部長

2014年 6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員 2016年 4月 株式会社つうけん代表取締役副社長

2016年 6月 同社代表取締役社長(現任)

2016年 6月 当社取締役

2020年 6月 当社取締役 北海道ブロック担当 (現任)

2020年 7月 日本コムシス株式会社取締役

北海道支店長(現任)

2020年 7月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社

取締役北海道支店長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社つうけん 代表取締役社長

再 任

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。



玉村 知史

所有する当社の株式数

10,000株

取締役在任年数

3年

取締役会出席回数 10回/10回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2007年 6月 西日本電信電話株式会社静岡支店長

2010年 6月 株式会社NTT西日本-ホームテクノ関西

(現 株式会社NTTフィールドテクノ) 代表取締役社長

2012年 6月 西日本電信電話株式会社取締役

九州事業本部長兼福岡支店長

2015年 6月 NDS株式会社顧問 2016年 6月 同社専務取締役

2017年 6月 同社代表取締役社長 (現任)

2018年 6月 中京テレビ放送株式会社 社外監査役 (現任)

2019年 6月 当社取締役 (現任)

2020年 6月 株式会社エフェム愛知 社外取締役 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

1958年4月27日生

NDS株式会社 代表取締役社長、中京テレビ放送株式会社 社外監査役、 株式会社エフエム愛知 社外取締役

再 任

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

秀彦

1957年8月20日生

所有する当社の株式数 14.400株

取締役在仟年数

7年

取締役会出席回数 10回/10回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2007年 4月 東日本電信電話株式会社相互接続推進部長 2011年 6月 株式会社NTTファシリティーズ取締役 財務部長

2015年 6月 株式会社つうけん取締役(現任)

2015年 6月 日本コムシス株式会社取締役

2015年 6月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社

取締役 (現任)

2015年 6月 株式会社TOSYS取締役(現任)

2015年 6月 コムシス情報システム株式会社取締役 (現任)

2015年 6月 当社取締役財務部長

2018年10月 株式会社 S Y S K E N監査役 (現任) 2018年10月 北陸電話工事株式会社監査役(現任)

2018年10月 NDS株式会社監査役(現任)

2019年 6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員

(現任)

2020年 6月 当社取締役財務部長兼事業拡大推進室長 IR、内部統制監査、総務担当(現任)

再 任

重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員

取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営に携わり、また財務部門を中心に経営管理部門 における長年の業務経験による深い知識と豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れている ことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

所有する当社の株式数 6,500株 取締役在任年数 2年

取締役会出席回数 10回/10回(100%)



略歴、当社における地位及び担当

2014年 7月 東日本電信電話株式会社北海道事業部長 兼北海道支店長

2016年 6月 同社取締役北海道事業部長兼北海道支店長

2017年 6月 同計取締役東京事業部長

2019年 6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員

2019年 6月 当社経営企画部長

2020年 6月 当社取締役経営企画部長

2021年 4月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員 NTT事業本部長(現任)

2021年 6月 当社取締役 キャリア事業推進、

株式会社TOSYS、株式会社SYSKEN、 北陸電話工事株式会社担当(現任)

重要な兼職の状況

1964年2月26日生

日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 NTT事業本部長

再 任

取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営に携わり、また通信業界における長年の業務経 験による深い知識と豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取 締役候補者といたしました。

邦彦

1961年4月7日生

所有する当社の株式数

7.900株

取締役在任年数

2年

取締役会出席回数 100/100(100%)



任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2009年10月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社SE部ビジネス推進部門長

2012年10月 同計第三営業本部副本部長

2014年 6月 エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリ ングマリン株式会社代表取締役社長

2017年 7月 日本コムシス株式会社執行役員 I Tビジネス事業本部副本部長

2018年 6月 同社取締役執行役員ITビジネス事業本部長

| Tビジネス事業本部長(現任)

2020年 6月 同社取締役常務執行役員

当社取締役 民需事業推進、コムシス情報 2020年 6月

システム株式会社担当(現任) 2020年12月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社

専務取締役 (現仟)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 ITビジネス事業本部長

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営に携わり、また通信業界における長年の業務経 験による深い知識と豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取 締役候補者といたしました。

候補者番号



1964年12月21日生

所有する当社の株式数 4,900株

取締役在任年数

1年

取締役会出席回数 8回/8回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2013年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーネット

ワークビジネス事業本部事業企画部門長 2016年 7月 東日本電信電話株式会社 | Tイノベーション部長

2018年 6月 同計取締役 | Tイノベーション部長 2019年 7月 同社取締役デジタル革新本部副本部長

2020年 7月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員

DX推進本部長

当計D X 推進部長 2020年 7月

2021年 4月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員

DX推進本部長兼経営企画部長

2021年 4月 当計DX推進部長兼経営企画部長

2021年 6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員 DX推進本部長 (現任)

2021年 6月 当社取締役DX推進部長 経営企画担当 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 DX推進本部長

取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営に携わり、また通信業界における長年の業務経 験による深い知識と豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取 締役候補者といたしました。

任

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、当社取締役をはじめ被保険者が役員として行う業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害 (法律上の損害賠償金及び争訟費用) を当該保険契約によって塡補することとしております (ただし、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

くご参考>

当社取締役会は、当社事業に精通する取締役と、独立した立場で経営監視を行う社外取締役で構成され、経営効率を高めるとともに、監査等委員による監査機能の充実を図ることにより、経営の健全性の維持強化に努めております。社内取締役の選任については、それぞれのセグメントに精通していて、業務全般を把握し活動できる能力と実績、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理能力、個々の経歴・経験を活かせる多様性を重視しております。また、社外取締役の選任については、当社の独立性基準の要件を充たし、かつ、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持っておりトータルで経営に精通していることなどを総合的に勘案し重視しており、特に、他社での経営経験を有する取締役を含むこととしております。当社の課題解決に向け、各取締役に特に期待する分野について「経営管理」、「設備構築運営・プロジェクトマネジメント」、「新規ビジネス開発・事業拡大推進」、「DX推進・技術開発」、「法務・リスクマネジメント」、「人事・労務・ダイバーシティ」、「財務・ファイナンス」と定めております。

| | | 氏名 | | | 経営管理 | 設備構築運営・ プロジェクト マネジメント | 新規ビジネス 開発・事業拡大 推進 | DX推進・ 技術開発 | 法務・ リスク マネジメント | 人事・労務・ ダイバーシティ | 財務・ ファイナンス |
|------|----|-------------|---|---|------|-----------------------------|-------------------------|---------------|----------------------|-------------------|---------------|
| | 加賀 | 肾谷 | Ē | į | • | • | • | • | | • | |
| | 佐 | 藤 | 謙 | _ | • | • | | | | | |
| | 大 | 村 | 佳 | 久 | • | • | | | | | |
| 社内 | 玉 | 村 | 知 | 史 | • | • | | | | | |
| 內取締役 | 尾 | 﨑 | 秀 | 彦 | • | | • | | • | | • |
| 行役 | 野 | 池 | 秀 | 幸 | • | • | | • | | | |
| | 打 | 出 | 邦 | 彦 | • | • | • | • | | | |
| | 北 | | 隆 | 也 | • | • | | • | | | |
| | 安 | 永 | ş | 女 | • | | | | • | • | |
| | 宮 | 下 | Œ | 彦 | | | | | • | • | |
| 社 | 中戸 | =]] | 健 | _ | | | | | • | | • |
| 外取締役 | Ш | 名 | 浩 | _ | • | • | • | | • | | |
| 役 | 浅 | 井 | 宏 | 行 | • | | | | | • | |
| | Ш | 本 | 英 | 生 | | | | | | | • |

(注) 各取締役に特に期待する分野を、最大5つまで記載しております。 上記のスキル・マトリックスは、各取締役の有するすべての知見・経験を表すものではございません。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)並びに当社子会社の取締役及び執行 役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の 決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に割り当てる 新株予約権については、会社法第361条第1項の取締役に対する報酬等に該当するため、 同条第1項第2号に規定される報酬等の額の具体的な算定方法及び同条第1項第4号に規定 される新株予約権の数の上限等についても、あわせてご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

- 2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者 当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)並びに当社子会 社の取締役及び執行役員
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式600,000株を上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- (3) 新株予約権の総数 6,000個を上限とする。
- (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額=調整前行使価額× 分割または併合の比率

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株 予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の 結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間 割当日の翌日から3年を経過した日より6年間とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ③ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式 の種類及び数 に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(5) 新 株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編 成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記③に従って 決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成 行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権を行使するこ とができる期間」の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件 上記「(10) 新株予約権の取得の事由及び条件 に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い 新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、 これを切り捨てるものとする。
- 3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権の総数(2,000個以内)を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は8名となります。

4. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社が新株予約権を発行する目的等については、上記「1. 特に有利な条件をもって 新株予約権を発行する理由」をご参照ください。

当社は2021年2月5日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る 決定方針を定めており、その概要は事業報告36頁に記載のとおりでありますが、本議 案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただ いた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

また、本新株予約権の行使に際しての払込金額は、割当てに係る取締役会決議日時点の当社普通株式の時価を上回る水準とすること、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.42%とその希釈化率は軽微であることから、本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

以上

[添付書類]

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。ワクチン接種の促進など感染対策を講じ、社会経済活動が正常化に向かう中、景気の持ち直しが期待されておりますが、変異株による感染拡大の影響、半導体をはじめとする各種部材不足など供給面での制約、原材料価格高騰の影響及び金融資本市場の変動等に引き続き注視する必要があります。

コムシスグループを取り巻く事業環境につきましては、通信インフラ分野においては、社会全体のデジタル化の加速により、高速・大容量のデジタルサービスの実現が早急に求められ、5G無線基地局の設置、高度無線環境整備推進事業の促進などデジタル通信基盤の構築が進められております。社会システム分野においては、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの主力電源化などエネルギー・環境政策の推進、激甚化・頻発化する大規模自然災害に対応した防災・減災、国土強靭化施策、インフラ老朽化対策など社会インフラ整備が進められております。また、ITソリューション分野においては、医療・教育・行政・金融等の各分野においてDX化が促進され、デジタル化・データ共有等を実現するためのデータプラットフォームの構築、AI・IoT・クラウド等ICT関連への投資拡大が期待されております。

コムシスグループといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策の徹底及びテレワークの活用などにより事業活動を継続してまいりました。通信インフラ分野においては、加速するデジタル通信基盤構築における全国プロジェクトに対応するため、グループリソースの最適な活用と施工管理の徹底により生産性向上を図ってまいりました。ITソリューション・社会システムの成長分野においては、バーチャルカンパニーを活用したグループ全体での営業連携強化による受注拡大、M&Aによる事業領域拡大(2021年11月藤木鉄工株式会社を子会社化)、エリア最適化による生産性向上などに取り組んでまいりました。今後とも、事業環境に応じた最適なリソースシフトによる体制構築、DXを活用した構造改革、多様な働き方に対応した働き方改革の深化など経営基盤強化に取り組んでまいります。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績につきましては、受注高5,570億8千万円 (前期比5.0%減)、売上高は5,890億2千万円(前期比4.6%増)となりました。

また、損益につきましては、営業利益429億6千万円(前期比3.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益292億円(前期比0.5%減)となりました。

グループ別の業績については、以下のとおりであります。

【グループ別の受注高・売上高・セグメント利益[営業利益]】

(単位:百万円)

| セグメントの名称 | 受注高 | | 売上高 | | セグメント利益 [営業利益] | |
|----------------------|---------|--------|---------|-------|-------------------|-------|
| | 金額 | 増減率 | 金額 | 増減率 | 金額 | 増減率 |
| ■日本コムシスグループ | 265,648 | △9.0% | 292,433 | 4.7% | 19,297 | △8.9% |
| ■サンワコムシスエンジニアリンググループ | 66,158 | 9.8% | 65,702 | 11.9% | 7,000 | 15.6% |
| ■TOSYSグループ | 29,088 | △11.2% | 30,136 | 0.8% | 1,708 | 5.8% |
| ■つうけんグループ | 56,573 | 0.7% | 59,844 | 14.2% | 6,297 | 47.1% |
| ■NDSグループ | 80,915 | 0.2% | 77,763 | △1.8% | 4,069 | 6.4% |
| ■ S Y S K E Nグループ | 27,853 | △17.8% | 32,481 | △3.0% | 1,826 | △7.9% |
| ■北陸電話工事グループ | 16,814 | 0.3% | 16,909 | 4.5% | 627 | 22.8% |
| ■コムシス情報システムグループ | 12,096 | △0.3% | 11,820 | △1.9% | 1,675 | 9.3% |

(注) 「受注高」及び「売上高」は外部顧客への取引高を記載しております。なお、「セグメント利益」は当 社及びセグメント間取引により生じた利益を含んでおります。

■日本コムシスグループの業績

日本コムシスグループは、通信事業者の設備投資が減少する中、ITソリューション事業、大型太陽光発電設備工事をはじめとする再生可能エネルギー事業及び公共関連事業などの受注拡大、M&Aによる事業領域拡大に取り組んでまいりました。当期の業績は、受注高は減少となりましたが、売上高は増加となりました。営業利益は経費削減等に継続的に努めてまいりましたが、減益となりました。

■サンワコムシスエンジニアリンググループの業績

サンワコムシスエンジニアリンググループは、NCC設備事業において、グループリソースの活用により技術者を確保し、シェア拡大に取り組んでまいりました。また、ICT活用によるコスト削減にも努めてまいりました。その他事業においては、グループ間連携による受注拡大及びマルチスキル化による生産性向上に取り組んでまいりました。当期の業績は、受注高及び売上高は増加となり、営業利益も継続的な利益率改善の効果もあり増益となりました。

■ TOSYSグループの業績

TOSYSグループは、通信事業者の設備投資が減少する中、電気設備事業や国土強靭化対策に向けた社会基盤事業などの受注拡大に取り組んでまいりました。当期の業績は、受注高は減少となりましたが、売上高は施工体制強化により、工事進捗が堅調に推移し増加となりました。また、営業利益も経費削減に努め増益となりました。

■ つうけんグループの業績

つうけんグループは、高度無線環境整備工事等の通信設備建設工事に加え、ITソリューション事業の受注拡大及びM&A等による事業領域拡大に取り組んでまいりました。当期の業績は、受注高及び売上高は増加となり、営業利益も直接工事費をはじめとする各種コスト削減施策の取り組みにより増益となりました。

■ NDSグループの業績

NDSグループは、通信事業者からの設備建設工事、社会システム関連事業及びITソリューション事業の受注拡大に加え、M&Aによる事業領域拡大に取り組んでまいりました。当期の業績は、受注高は増加となりましたが、売上高は減少となりました。営業利益は継続的な経費削減等に努め増益となりました。

■ SYSKENグループの業績

SYSKENグループは、通信事業者の設備投資が減少する中、高度無線環境整備工事、5G基地局工事、大型太陽光発電設備工事等の受注・売上拡大に取り組んでまいりました。当期の業績は、前期好業績の反動減もあり、受注高及び売上高は減少となり、営業利益も工事管理の効率化による生産性向上に努めてまいりましたが、減益となりました。

■北陸電話工事グループの業績

北陸電話工事グループは、通信事業者からの設備建設工事・設備保守及び5G基地局工事・ネットワーク工事の他、高度無線環境整備工事、ITソリューション事業におけるシステム開発等の受注拡大にも取り組んでまいりました。当期の業績は、受注高及び売上高は増加となり、営業利益も増益となりました。

■コムシス情報システムグループの業績

コムシス情報システムグループは、通信事業者、官公庁及び金融機関等に向けたシステム開発 及び構築等の受注拡大に取り組んでまいりました。当期の業績は、各事業者の投資抑制及び納期 延伸等の影響を受け、受注高及び売上高は減少となりました。営業利益はプロジェクトマネジメ ントの徹底による利益改善効果もあり、増益となりました。

■当社(持株会社)の業績

当社は、日本コムシス株式会社等統括事業会社から経営管理料として13億7千万円、配当金として129億円を収受いたしました。

この結果、営業収益142億7千万円、営業利益129億3千万円及び当期純利益128億6千万円となりました。

2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしましたコムシスグループの設備投資総額は111億2千万円であります。

その主なものは、コムシスグループにおけるワークフロー最適化を目的とした共通 I Tプラットフォームの構築であります。さらに、主要な子会社における工事事務所の建設及び改修のほか、工事車両及び工具器具備品の拡充・更新等への投資であります。

4) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | | 2018年度 (第 16 期) | 2019年度 (第 17 期) | 2020年度 (第 18 期) | 2021年度 (当連結会計年度) (第 19 期) |
|---------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 | (百万円) | 481,783 | 560,882 | 563,252 | 589,028 |
| 経常利益 | (百万円) | 36,071 | 40,064 | 42,941 | 44,036 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | (百万円) | 28,018 | 25,994 | 29,369 | 29,208 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 230.10 | 202.97 | 232.72 | 235.50 |
| 総資産 | (百万円) | 439,926 | 450,043 | 479,419 | 524,062 |
| 純資産 | (百万円) | 301,459 | 310,694 | 330,807 | 343,489 |
| 1株当たり純資産 | (円) | 2,318.35 | 2,424.83 | 2,619.63 | 2,761.15 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式 総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自 己株式を控除して算出しております。また、小数点第2位未満を四捨五入で表示しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5) 対処すべき課題

コムシスグループを取り巻く事業環境におきましては、5Gサービスの本格稼働に向けたデジタル通信基盤の拡充、防災・減災、国土強靭化施策など公共インフラ投資の継続、地方自治体のデジタル実装をはじめとする社会全体のDX化促進、2050年カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー分野への注力など投資拡大などが期待されております。

長期化する新型コロナウイルス感染症の社会経済活動への影響は当面継続すると推測されますが、コムシスグループといたしましては、ウィズコロナを前提に、感染症対策の徹底に努め事業活動を継続してまいります。加えて、半導体不足・納入遅延などのサプライチェーンリスク、ウクライナ情勢を含む地政学リスクからの原材料価格高騰など、経済の先行きは不透明な状況が続きますが、中長期ビジョン「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」達成に向け、事業環境に応じたフォーメーションの最適化、DXを要とした生産性向上、働き方改革の深化など引き続き経営基盤強化に取り組んでまいります。また、「サステナビリティ基本方針」に則りSDGsの目指す社会の実現に貢献するとともに、コムシスグループの持続的成長を図ってまいります。

具体的には以下を主要施策として取り組んでまいります。

【主要施策】

- ① バーチャルカンパニーによる受注力・施工力の最大化
- ② 最適なリソースシフトによる事業運営体制構築
- ③ ITプラットフォーム統合によるワークフロー最適化
- ④ DX推進による生産性向上
- ⑤ 技術者のマルチスキル化及びデジタル技術者の育成
- ⑥ M&Aによる成長基盤強化.

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い 申しあげます。

6) 主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

| 当社 | | 東京都品川区 |
|---------------------------|-----|---|
| | 本 社 | 東京都品川区 大阪市住之江区〔西日本本社〕 |
| 日本コムシス株式会社 | 支 店 | 北海道(札幌市)、東北(仙台市)、関東中(戸田市)、東京(港区)、東海(名古屋市)、北陸(金沢市)、関西(大阪市)、中国(広島市)、四国(徳島県板野郡)、九州(福岡市) |
| | 本 社 | 東京都品川区 |
| サンワコムシスエンジニアリング株式会社 | 支 店 | 北海道(札幌市)、東北(仙台市)、千葉(山武郡)、神奈川(座間市)、静岡(静岡市)、東海(名古屋市)、 関西(大阪市)、北陸(金沢市)、中国(広島市)、 四国(高松市)、九州(福岡市)、沖縄(那覇市)、 ジャカルタ(インドネシア共和国) |
| 株式会社TOSYS | 本社 | 長野市若穂綿内 長野市北長池〔長野本社事務所〕 新潟市西区〔新潟本社事務所〕 |
| | 支 店 | 佐久(佐久市)、中信(塩尻市) |
| | 本 社 | 札幌市中央区 |
| 株式会社つうけん | 事業所 | 札幌(札幌市)、小樽(小樽市)、旭川(旭川市)、 稚内(稚内市)、帯広(帯広市)、釧路(釧路市)、 北見(北見市)、函館(北斗市)、 苫小牧(苫小牧市)、室蘭(室蘭市) |
| | 本 社 | 名古屋市中区 |
| | 本 部 | 東日本(東京都港区) |
| NDS株式会社 | 支 社 | 関西 (大阪市) |
| | 支 店 | 名古屋(名古屋市)、豊橋(豊橋市)、静岡(静岡市)、 岐阜(岐阜市)、三重(津市)、長野(長野市) |
| | 本 社 | 熊本市中央区 |
| 株式会社SYSKEN | 支 社 | 福岡(福岡市) |
| TWINTIN I SIN LIN | 支 店 | 熊本(熊本県上益城郡)、大分(大分市)、宮崎(宮崎市)、 関西(大阪市)、佐賀(佐賀市)、鹿児島(鹿児島市) |
| | 本 社 | 石川県金沢市 |
| 北陸電話工事株式会社 | 支 店 | 富山(富山市)、福井(福井市)、東京(港区) |
| フ / ミ,フ 桂却ミ,フ ニ / 井 十 仝 牡 | 本 社 | 東京都港区 |
| コムシス情報システム株式会社 | 事業所 | 仙台(仙台市)、長野(長野市) |

7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 |
|---------------------|---------|
| 当社 | 97名 |
| 日本コムシスグループ | 6,539名 |
| サンワコムシスエンジニアリンググループ | 1,697名 |
| TOSYSグループ | 1,337名 |
| つうけんグループ | 2,201名 |
| NDSグループ | 2,959名 |
| SYSKENグループ | 1,029名 |
| 北陸電話工事グループ | 911名 |
| コムシス情報システムグループ | 612名 |
| コムシスシェアードサービス株式会社 | 138名 |
| 合計 | 17,520名 |

⁽注) 従業員数は、就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 97名 | 7名増 | 51.0歳 | 21.0年 |

⁽注) 従業員数は、就業人員数であり、主としてグループ会社の出向者からなるため、 平均勤続年数は各社における勤続年数を通算しております。

8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|--------|---------|-------------|
| | 百万円 | % | |
| 日本コムシス株式会社 | 10,000 | 100.0 | 電気通信設備工事事業 |
| サンワコムシスエンジニアリング株式会社 | 3,624 | 100.0 | 電気通信設備工事事業 |
| 株式会社TOSYS | 450 | 100.0 | 電気通信設備工事事業 |
| 株式会社つうけん | 1,432 | 100.0 | 電気通信設備工事事業 |
| NDS株式会社 | 5,676 | 100.0 | 電気通信設備工事事業 |
| 株式会社SYSKEN | 801 | 100.0 | 電気通信設備工事事業 |
| 北陸電話工事株式会社 | 450 | 100.0 | 電気通信設備工事事業 |
| コムシス情報システム株式会社 | 450 | 100.0 | ソフトウェア開発等 |
| コムシスシェアードサービス株式会社 | 75 | 100.0 | コーポレート業務受託等 |
| コムシスモバイル株式会社 | 54 | (100.0) | 電気通信設備工事事業 |
| ウィンテック株式会社 | 80 | (100.0) | 電気通信設備工事事業 |
| 株式会社日本エコシステム | 100 | (100.0) | 太陽光発電設備工事事業 |
| 東京鋪装工業株式会社 | 100 | (100.0) | 道路建設・舗装工事事業 |
| 株式会社カンドー | 448 | (100.0) | ガス設備・導管工事事業 |
| 東京ガスライフバルカンドー株式会社 | 100 | (66.5) | ガス機器販売等 |
| 藤木鉄工株式会社 | 98 | (66.7) | 金属製品製造業 |
| コムシス通産株式会社 | 60 | (100.0) | 資機材の仕入れ・販売等 |
| 株式会社つうけんアドバンスシステムズ | 350 | (100.0) | ソフトウェア開発等 |
| 株式会社つうけんアクト | 50 | (100.0) | 資機材の仕入れ・販売等 |

- (注) 1. ()内の出資比率は、子会社の有する出資比率であります。
 - 2. 重要な子会社は、売上高等の基準により選定しております。
 - 3. 2021年11月26日付で日本コムシス株式会社が藤木鉄工株式会社の株式を66.7%取得し、同社は同日付で当社の連結子会社となっております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

| 会 社 名 | 住 所 | 帳簿価額の 合 計 額 | 当 社 の 総資産額 | |
|------------|-----------------------|----------------|--------------|--|
| 日本コムシス株式会社 | 東京都品川区東五反田二丁目17番1号 | 47,006百万円 | - 186,000百万円 | |
| NDS株式会社 | 愛知県名古屋市中区千代田二丁目15番18号 | 41,883百万円 | | |

9) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

コムシスグループは、建設業法に基づき特定建設業者及び一般建設業者として、電気通信・土木・電気等各工事に関する請負を主たる事業としております。

| 事業種別 | 内訳 |
|-------------|----------------------------------|
| NTT設備事業 | NTT通信設備工事、NTTドコモ通信設備工事 |
| NCC設備事業 | NTTグループ以外通信設備工事 |
| ITソリューション事業 | ICT関連工事、各種ソフトウェア開発・受託、保守 |
| 社会システム関連事業等 | 電気設備工事、土木工事、ガス設備工事、環境・エコ関連工事、その他 |

10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 27,781百万円 |
| 株式会社肥後銀行 | 1,600百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,370百万円 |

⁽注) 2022年3月31日現在の借入先について、借入額の大きい上位3社の金融機関を記載しております。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1) 発行可能株式総数

580,000,000株

2) 発行済株式の総数

141,000,000株 (うち自己株式18,575,585株)

3) 当事業年度末の株主数

21,361名

4) 大株主

| 株 主 名 | 株 式 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|--|--------------|----------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 33,158,600 | 27.08 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託□) | 12,162,100 | 9.93 |
| 日本生命保険相互会社 | 3,247,179 | 2.65 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口) | 3,117,100 | 2.54 |
| コムシスホールディングス従業員持株会 | 2,173,078 | 1.77 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST | 2,027,400 | 1.65 |
| JP MORGAN CHASE BANK 380072 | 1,975,600 | 1.61 |
| 住友不動産株式会社 | 1,661,900 | 1.35 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1,554,967 | 1.27 |
| 株式会社かんぽ生命保険 | 1,500,000 | 1.22 |

- (注) 1. 当社は、2022年3月31日現在自己株式18,575,585株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。

5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 区 | 分 | 株式数 | 交付対象者数 |
|-------------|------------|--------|--------|
| 取締役(監査等委員及び | 社外取締役を除く。) | 7,969株 | 3名 |

(注) 上記は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付された株式であります。なお、監査等委員である取締役 及び社外取締役は同制度の対象外であります。

6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項及び定款第6条の定めにより、自己株式を取得しております。

| 取締役会決議 | 取得株式数 | 取得価額 |
|--------------|------------------------|----------------|
| 2021年 5月14日 | 2021年 5月14日 1,324,600株 | |
| 2021年 11月10日 | 1,494,000株 | 3,999,813,900円 |

3 会社役員に関する事項

1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

| 氏 名 | 地位及び担当 | 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|---|---|
| 加賀谷卓 | 代表取締役社長 | 日本コムシス株式会社 代表取締役社長 |
| 佐藤謙 一 | 取締役 | サンワコムシスエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 |
| 大村佳久 | 取締役 北海道ブロック担当 | 株式会社つうけん 代表取締役社長 |
| 玉村知史 | 取締役 | ND S 株式会社 代表取締役社長 中京テレビ放送株式会社 社外監査役 株式会社エフエム愛知 社外取締役 |
| 熊谷 仁 | 取締役 人事部長 コンプライアンス、 コムシスシェアードサービス株式会社担当 | 日本コムシス株式会社 取締役専務執行役員 人材育成部長 |
| 尾崎秀彦 | 取締役 財務部長兼事業拡大推進室長 I R、内部統制監査、総務担当 | 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 |
| 野池秀幸 | 取締役 キャリア事業推進、 株式会社TOSYS、株式会社SYSKEN、 北陸電話工事株式会社担当 | 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 NTT事業本部長 |
| 打 出 邦 彦 | 取締役 民需事業推進、 コムシス情報システム株式会社担当 | 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 ITビジネス事業本部長 |
| 北口隆也 | 取締役 D X 推進部長 経営企画担当 | 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 DX推進本部長 |
| 安 永 敦 | 取締役(常勤監査等委員) | 日本コムシス株式会社 監査役 |
| 宮下正彦 | 取締役(監査等委員) | TM I 総合法律事務所 弁護士 |
| 中戸川健一 | 取締役(監査等委員) | 中戸川公認会計士事務所 所長 冨士クラスタ株式会社 社外監査役 |
| 川名浩一 | 取締役(監査等委員) | 東京エレクトロンデバイス株式会社 社外取締役 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 株式会社レノバ 社外取締役 株式会社ispace 社外取締役 ルブリスト株式会社 代表取締役 |
| 浅 井 宏 行 | 取締役(監査等委員) | |
| 山 本 英 生 | 取締役 (監査等委員) | 山本英生税理士事務所 所長 |

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第18回定時株主総会において、北口隆也氏が新たに取締役(監査等委員を除く)に選任され、就任いたしました。
 - 2. 2021年6月29日開催の第18回定時株主総会において、安永敦、浅井宏行及び山本英生の3氏が新たに監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
 - 3. 監査等委員である取締役宮下正彦、中戸川健一、川名浩一、浅井宏行及び山本英生の5氏は、社外取締役であります。
 - 4. 社内の重要会議への出席等による情報収集の充実を図り、かつ内部統制監査部との緊密な連携を通じて、監査等委員会の活動の実効性を高めるため、安永敦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 5. 監査等委員である取締役宮下正彦、中戸川健一、川名浩一、浅井宏行及び山本英生の5氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 6. 監査等委員である取締役中戸川健一氏は公認会計士、山本英生氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 7. 当事業年度中に任期満了により退任いたしました役員は次のとおりであります。

取締役(常勤監査等委員) 上脇晃一郎 (2021年6月29日退任)

取締役(監査等委員) 成宮憲一(2021年6月29日退任)

取締役(監査等委員) 小野原 一賀 (2021年6月29日退任)

- 8. 監査等委員である取締役川名浩一氏は、2021年4月からルブリスト株式会社代表取締役を務めております。
- 9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。その被保険者の範囲は当社の取締役並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が役員として行う業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)を当該保険契約によって塡補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害については、塡補の対象としないこととしております。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各監査等委員である取締役と、会社法第427条第1項の規定、当社定款第32条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低限度額であります。

3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

| | | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象とな |
|-------------------------|-------------------|-------------------|----------------|--|-------------|
| 区分 | 報酬等の総額 | 固定報酬 (基本報酬) | 業績連動報酬 (賞与) | 長期インセンティブ型報酬 (譲渡制限付株式報酬 ・通常型ストックオプション) | る役員の員数 |
| 取締役(監査等委員を除く) | 172百万円 | 87百万円 | 31百万円 | 53百万円 | 12名 |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 55百万円 (40百万円) | 55百万円 (40百万円) | _ | _ | 9名 (7名) |
| ー 合 計 (うち社外取締役) | 227百万円 (40百万円) | 143百万円 (40百万円) | 31百万円 (-) | 53百万円 (-) | 21名 (7名) |

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)2名、2021年3月31日付で退任した取締役(監査等委員を除く)1名、2021年6月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)3名が含まれております。
 - 2. 上記取締役(監査等委員を除く)の業績連動報酬額には、当事業年度に係る役員賞与の支給見込額が含まれております。
 - 3. 上記取締役(監査等委員を除く)の長期インセンティブ型報酬額は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額及びストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

基本報酬に所定の業績評価を加味した指数を乗じて算出し、現金報酬として賞与を支給しております。業績評価指数は、当社として重要な指標であると認識している連結売上高、連結営業利益の対前期及び対計画達成度により決定しますが、各役員が兼職する統括事業会社における売上高、営業利益の対前期及び対計画達成度という定量評価かつ定性評価を加味したものとしております。

当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益の対前期及び対計画達成度は以下のとおりです。

| | 当 期 実 績 | 前期実績(達成度) | 計画 (達成度) |
|--------|------------|--------------------|--------------------|
| 連結売上高 | 589,028百万円 | 563,252百万円(104.6%) | 580,000百万円(101.6%) |
| 連結営業利益 | 42,963百万円 | 41,572百万円(103.3%) | 43,000百万円(99.9%) |

③ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度及び通常型ストックオプション制度としております。

事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)に導入しており、各役員の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各役員の当社及び統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。

その交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

また、権利行使価額を発行時の時価以上とする通常型ストックオプション制度を対象取締役に導入しており、各役員の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、各役員の当社及び統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。

その交付状況は「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

④ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額について年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額について80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名、監査等委員である取締役の員数は6名です。また、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において、対象取締役に対して、当該報酬限度額の枠内で、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬限度額を年額100百万円以内、年40,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名です。

なお、通常型ストックオプションについては、有利発行規制との関係上、事業年度ごと に都度株主総会決議を経ることとしております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容に基づいた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とし、企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬としております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬体系は、固定的な報酬である「基本報酬」、業績に連動した「賞与」、非金銭報酬としての「長期インセンティブ型報酬」から構成しております。

固定報酬(基本報酬)は、当社で役位別に定められた基本額と兼職する統括事業会社の職務に応じて算定される職務報酬からの体系となっており、当社役位別支給分と統括事業会社支給分を分け、固定額を現金報酬として支給しております。

業績連動報酬(賞与)、非金銭報酬(長期インセンティブ型報酬)についての決定方針は、上記、「②業績連動報酬等に関する事項」、「③非金銭報酬等に関する事項」に記載のとおりです。

監査等委員である取締役の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とし、経営の意思決定、経営判断に参加することに加えて、その妥当性も監視・監督が可能な人材を登用できる報酬としております。

監査等委員である取締役の報酬体系は、監査等委員である取締役の職務の適正性を確保する観点から固定的な報酬である「基本報酬」のみを原則としております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役位に応じた個人別の報酬等の種類 ごとの割合の目安は以下のとおりとしております。

| 役位 | 固定報酬 (基本報酬) | 業績連動報酬 (賞与) | 非金銭報酬 (長期インセンティブ型報酬) |
|-------------------|----------------|----------------|-------------------------|
| 代表取締役社長 | 50% | 20% | 30% |
| 取締役 (監査等委員を除く) | 60% | 20% | 20% |

報酬等を与える時期または条件については、取締役会の決議に基づき、固定報酬額(基本報酬)は毎月定期的に支払を行うこととし、業績連動報酬(賞与)、非金銭報酬(長期インセンティブ型報酬)は毎年、一定の時期に支払、交付を行うこととしております。

報酬等の内容の決定については、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で取締 役会において決議するものとしております。

なお、取締役会において、当社の取締役の固定報酬額(基本報酬)に関する決定権限、及び業績連動報酬(賞与)の支給についての決定権限を代表取締役社長に一任することとしております。

非金銭報酬(長期インセンティブ型報酬)の割当数は取締役会において決議するものとしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会もその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項 当事業年度においては、2021年6月29日開催の取締役会において、当社の取締役の固定報酬額(基本報酬)に関する決定権限、及び業績連動報酬(賞与)の支給についての決定権限を代表取締役社長加賀谷卓に委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、グループ全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当業務についての評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地位及び氏名 | 重要な兼職先及び地位 | 重要な兼職先と当社との関係 |
|-------------------------|---|---------------|
| 社外取締役(監査等委員) 宮 下 正 彦 | TM I 総合法律事務所 弁護士 | 特別の関係はありません。 |
| 社外取締役(監査等委員) 中戸川 健 一 | 中戸川公認会計士事務所 所長 冨士クラスタ株式会社 社外監査役 | 特別の関係はありません。 |
| 社外取締役(監査等委員) 川名 浩 一 | 東京エレクトロンデバイス株式会社 社外取締役 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 株式会社レノバ 社外取締役 株式会社ispace 社外取締役 ルブリスト株式会社 代表取締役 | 特別の関係はありません。 |
| 社外取締役(監査等委員) 山 本 英 生 | 山本英生税理士事務所 所長 | 特別の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 地位及び氏名 | 出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------------------------|---|
| 社外取締役(監査等委員) 宮下正彦 | 当事業年度開催の取締役会10回、監査等委員会11回の全てに出席し、案件に応じ、 弁護士として法的観点から、当社の経営上有用かつコーポレート・ガバナンス強化に 貢献する発言等を行っております。また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員 を務め、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程にお ける監督機能を主導しております。 |
| 社外取締役(監査等委員) 中戸川 健 一 | 当事業年度開催の取締役会10回、監査等委員会11回の全てに出席し、案件に応じ、 公認会計士として、当社の経営上有用かつコーポレート・ガバナンス強化に貢献する 発言等を行っております。 |
| 社外取締役(監査等委員) 川 名 浩 一 | 当事業年度開催の取締役会10回、監査等委員会11回の全でに出席し、案件に応じ、 海外事業経験者として、当社の経営上有用かつコーポレート・ガバナンス強化に貢献 する発言等を行っております。 |
| 社外取締役(監査等委員) 浅 井 宏 行 | 取締役(監査等委員)就任後開催の取締役会8回、監査等委員会7回の全てに出席し、案件に応じ、経営経験者として、当社の経営上有用かつコーポレート・ガバナンス強化に貢献する発言等を行っております。また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 社外取締役(監査等委員) 山 本 英 生 | 取締役(監査等委員)就任後開催の取締役会8回、監査等委員会7回の全てに出席し、 案件に応じ、生命保険業務経験者及び税理士として、当社の経営上有用かつコーポレ ート・ガバナンス強化に貢献する発言等を行っております。 |

4 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 75百万円 |
|---------------------------------------|--------|
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 123百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中に記載しております数字は、金額、株数、出資比率、持株比率については表示単位未満を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

| 建加其旧列流 (2022年3月 | (単位・日月円) | | |
|------------------------|----------|--------------|---------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 322,216 | 流動負債 | 158,764 |
| 現金預金 | 35,107 | 支払手形・工事未払金等 | 87,514 |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 222,954 | 短期借入金 | 31,845 |
| リース投資資産 | 5,073 | 未払法人税等 | 4,967 |
| 未成工事支出金等 | 46,027 | 未成工事受入金 | 11,585 |
| 販売用不動産 | 2,050 | 完成工事補償引当金 | 142 |
| その他 | 11,112 | 工事損失引当金 | 2,152 |
| 貸倒引当金 | △109 | 損害補償損失引当金 | 463 |
| 固定資産 | 201,846 | その他 | 20,093 |
| 有形固定資産 | 145,382 | 固定負債 | 21,809 |
| 建物・構築物 | 45,338 | 長期借入金 | 486 |
| 機械、運搬具及び工具器具備品 | 26,559 | 繰延税金負債 | 689 |
| 土地 | 70,714 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,213 |
| リース資産 | 1,570 | 退職給付に係る負債 | 14,200 |
| 建設仮勘定 | 1,199 | 役員退職慰労引当金 | 628 |
| 無形固定資産 | 7,848 | 環境対策引当金 | 400 |
| のれん | 2,261 | その他 | 4,191 |
| その他 | 5,587 | 負債合計 | 180,573 |
| 投資その他の資産 | 48,615 | (純 資 産 の 部) | |
| 投資有価証券 | 22,890 | 株主資本 | 341,006 |
| 長期貸付金 | 3,150 | 資本金 | 10,000 |
| 繰延税金資産 | 3,698 | 資本剰余金 | 92,700 |
| 退職給付に係る資産 | 14,687 | 利益剰余金 | 279,157 |
| その他 | 4,599 | 自己株式 | △40,851 |
| 貸倒引当金 | △411 | その他の包括利益累計額 | △2,975 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 3,117 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 0 |
| | | 土地再評価差額金 | △8,250 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 2,157 |
| | | 新株予約権 | 795 |
| | | 非支配株主持分 | 4,662 |
| | | 純資産合計 | 343,489 |
| 資産合計 | 524,062 | 負債純資産合計 | 524,062 |

(単位:百万円)

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

| 科目 | 金 | 額 |
|------------------|----------|---------|
| | 並 | |
| 売上高 | | 589,028 |
| 売上原価 | | 510,601 |
| 売上総利益 | | 78,427 |
| 販売費及び一般管理費 | | 35,463 |
| 営業利益 | | 42,963 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 23 | |
| 受取配当金 | 848 | |
| 固定資産賃貸料 | 285 | |
| その他 | 494 | 1,651 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 31 | |
| 賃貸費用 | 157 | |
| 新型コロナウイルス感染症関連費用 | 158 | |
| その他 | 232 | 579 |
| 経常利益 | | 44,036 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 223 | |
| 固定資産売却益 | 473 | |
| 抱合せ株式消滅差益 | 182 | |
| 負ののれん発生益 | 170 | |
| 事業譲渡益 | 210 | |
| その他 | 86 | 1,346 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 92 | |
| 減損損失 | 118 | |
| 事業構造改革費用 | 260 | |
| 損害賠償金 | 487 | |
| 損害補償損失引当金繰入額 | 463 | |
| その他 | 475 | 1,897 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1.1.50.1 | 43,484 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 14,534 | 4.4.050 |
| 法人税等調整額 | △476 | 14,058 |
| 当期純利益 | | 29,426 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 218 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 29,208 |

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|---------|----------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 61,077 | 流動負債 | 64,259 |
| 現金預金 | 116 | 関係会社預り金 | 34,587 |
| 関係会社預け金 | 56,022 | 短期借入金 | 27,000 |
| 未収入金 | 4,930 | 未払法人税等 | 2,183 |
| その他 | 7 | その他 | 488 |
| | | 固定負債 | 0 |
| | | 退職給付引当金 | 0 |
| | | 負債合計 | 64,259 |
| | | (純資産の部) | |
| 固定資産 | 124,923 | 株主資本 | 120,945 |
| 有形固定資産 | 0 | 資本金 | 10,000 |
| 備品 | 0 | 資本剰余金 | 133,403 |
| 無形固定資産 | 3 | 資本準備金 | 10,000 |
| ソフトウェア | 3 | その他資本剰余金 | 123,403 |
| 投資その他の資産 | 124,918 | 利益剰余金 | 18,468 |
| 関係会社株式 | 124,780 | その他利益剰余金 | 18,468 |
| 繰延税金資産 | 84 | 繰越利益剰余金 | 18,468 |
| その他 | 53 | 自己株式 | △40,925 |
| | | 新株予約権 | 795 |
| | | 純資産合計 | 121,741 |
| 資産合計 | 186,000 | 負債純資産合計 | 186,000 |

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|--------|--------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 12,900 | |
| 経営管理料 | 1,375 | 14,275 |
| 営業費用 | | |
| 一般管理費 | | 1,343 |
| 営業利益 | | 12,931 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 38 | |
| 未払配当金除斥益 | 13 | |
| その他 | 4 | 56 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 30 | |
| 自己株式取得費用 | 16 | |
| その他 | 0 | 47 |
| 経常利益 | | 12,940 |
| 税引前当期純利益 | | 12,940 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 86 | |
| 法人税等調整額 | △9 | 77 |
| 当期純利益 | | 12,863 |

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監查報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

コムシスホールディングス株式会社 取締役 会 御中

仰星監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 川﨑 浩業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 新島 敏也 業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮島 章業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コムシスホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

コムシスホールディングス株式会社 取締役会 金 御中

仰星監査法人 東京事務所

> 指 定 社 員 公認会計士 川﨑 浩 業務執行社員 公認会計士 川﨑 浩

未務執行社員 指定社員

公認会計士 新島 敏也

業務執行社員 指定社員 業務執行社員

公認会計士 宮島 章

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コムシスホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

コムシスホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 安 永 敦 監査等委員 宮 下 正 彦 監査等委員 中戸川 健 一 監査等委員 川 名 浩 一 監査等委員 浅 井 宏 行 監査等委員 山 本 英 生

(注) 監査等委員 宮下正彦、中戸川健一、川名浩一、浅井宏行及び山本英生は、会社法第2条第15号及び 第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

| X | ŧ | | |
|---|---|------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | |
|------|--|
| | |
| | |

株主総会会場ご案内図



(注) 駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサル デザインフォントを 採用しています。



環境に配慮した 植物油インキを 使用しています。